# 社会福祉法人 日本視覚障害者団体連合

# 弱視部会 令和3年度委員総会

# 報告書

## 【開催日】

第1回 令和3年 7月3日(土)

第2回 令和3年10月9日(土)

## 【目次】

はじめ	に・・	-		-	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1	ペ-	ージ
第1章	第1	回	委員	<b>〕</b> 総	会	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	3	ペ-	ージ
1	開会・	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	4	ペ-	ージ
2	委員総	会	請	養事		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	-	5	ペ-	ージ
3	研修会	1	弱	弱視	者	(	口		ビ	ジ	3	ン	)	٢	読	書	•	•	•	•	•	•	•	7	ペ-	ージ
4	研修会	2	弱	弱視	者	(	口	_	ビ	ジ	3	ン	)	に	関	す	る	最	新	の	動	き	•	8	ペ-	ージ
5	令和2	年	度事	業	報	告	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	9	ペ-	ージ
6	令和3	年	度事	業	計	画	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1	1	<b>~</b> -	ージ
第2章	第2	回	委員	<b>〕総</b>	会	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1	3	ペ-	ージ
1	開会・	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1	4	<b>~</b> -	ージ
2	委員総	会	請	養事		•	-	-	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1	5	ペ-	ージ
															_											
3	研修会	:	璋害	手の	告	知	を	受	け	た	視	覚	障	害	者	か	,									
3	研修会		障害 次に												者•	か •	•						1	8	ペ-	ージ
3 第 3 章		•	次に												者 •	が ・ ・	•									-ジ -ジ
		·集	次に • •	_進	む •	た •	め •	の •	支	援 •	ح.	は •	?		•	が	•	•					2	1	ペ-	
	重 資料	集綱	次に • • (全	_進 · • •	む • 3	た ・ 年	め • 1	の ・ 1	支・月	援 • 2	ع • 6	は ・ 日	?		•	が	•						2 2	1 2	ペ- ペ-	ージ
第3章 1	重 資料 設置要	集綱令	次に ・・ (全 和 3	二進 • 和 3 年	む ・ 3	た・年0	め ・ 1 月	の ・ 1 9	支・月日	援・2現	と・6在	は ・ 日 )	? 現	在	)	が	•						2 2 2	1 2 4	ペ- ペ- ペ-	-ジ -ジ
第3章 1 2	型 資料 設置要 細則(	集綱令	次に ・・ (全 和 3	進・和年和	む 3 1 3	た・年0年	め・1月1	の ・ 1 9	支・月日	援・2現	と・6在	は ・ 日 )	? 現	在	)	が・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	•						2 2 2 2	1 2 4 5	ペ- ペ- ペ- ペ-	-ジ -ジ -ジ
第3章 1 2 3	型 資料 設置要 細則( 委員名	集綱令簿	次・(和(・	進。和年和置	む・313要	た・年0年	め・1月1	の ・ 1 9	支・月日	援・2現	と・6在	は ・ 日 )	? 現	在	)	が・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・							2 2 2 2	1 2 4 5 7	ペ-ペ-ペ-ペ-ペ-	ージージージージージー
第3章 1 2 3 4	型 資料 設細委参 場別員名	集綱令簿旧旧	次・(和(・	注·和年和置則	む・313要・	た・年0年綱・	め・1月1・・	の ・ 19 1・・	支・月日月・・	援・2現	と・6在	は ・ 日 )	? 現	在	)	か・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・							2 2 2 2 2 2	1 2 4 5 7 9	ペ-ペ-ペ-ペ-ペ-ペ-ペ-ペ-ペ-ペ-ペ-ペ-ペ-ペ-ペ-ペ-ペ-ペ-ペ-	ージ
第3章 1 2 3 4 5	型 設細委参参 設細委参参 料要(名	集綱令簿旧旧前	次・(和(・・任)・令3令討斜其	生, 63.63.63.83.83.83.83.83.83.83.83.83.83.83.83.83	む・313要・委	た・年0年綱・員	め・1月1・・名	の・191・・簿	支・月日月・・・	援・2現2・・・	と・6在	は ・ 日 )	? 現	在	)	か							2 2 2 2 2 2	1 2 4 5 7 9 0	ペペペペペペペペペペペペペペペペペペペペペペペペペペペペペペペペペペペペペペ	ージジジジジジー

## 【本報告書の書体、文字サイズについて】

本報告書は弱視者(ロービジョン)の見やすさに配慮して、以下の掲載ルールに従って編集を行った。なお、この書体等が全ての弱視者(ロービジョン)にとって必ずしも読みやすいものとは断定できない。

・タイトル ゴシック体、26又は20ポイント、太字

・本文 ゴシック体、14ポイント、太字

数字全角

・アルファベット 略語は全角、URLは半角

## 【本報告書での名称の統一について】

本報告書では、本年度中に部会名の改称があったことから、一部を除き新名称の「弱視部会」または「本部会」に統一した。また、弱視またはロービジョンの人を指す名称は「弱視者(ロービジョン)」、弱視またはロービジョンという状態を示す名称は「弱視(ロービジョン)」に統一した。

## はじめに

日本視覚障害者団体連合(以下、本連合)は、令和元年度に弱視問題対策 部会(以下、本部会)を設置し、弱視(ロービジョン)に関する困り事の解 決を目指した活動を行っている。

まず、本連合は、視覚障害者の生活が向上するための様々な働きかけを行う視覚障害者の全国組織であり、日本各地の視覚障害者からの要望を集約し、国や関係機関への働きかけを行っている。

その中で、弱視者(ロービジョン)は人によって見え方や行動が大きく異なることから、全ての弱視者(ロービジョン)の要望をまとめることが難しく、国や関係機関に対して明確な働きかけができないことが課題になっていた。また、多くの弱視者(ロービジョン)は、自らが視覚障害であることを打ち明けることができず、困り事があっても声に出すことができない者が多いことも課題となっていた。

そこで、本連合は全国の加盟団体の協力を得る形で本部会を設置し、弱視 (ロービジョン) に関する情報を収集することで、弱視 (ロービジョン) に関する困り事の解決を目指している。また、集められた情報を基に、国等が進めるバリアフリー関連の施策への要求活動も行っている。

そして、本報告書は、本部会の方針等を決める令和3年度の委員総会の議事内容、研修会の内容等を中心にまとめている。

本年度の報告書では、令和2年度より検討を進めていた本部会の名称変更に伴う設置要綱の改正について詳細な議論の経過を掲載している。議論の結果、本部会の名称は令和3年11月26日をもって「弱視問題対策部会」から「弱視部会」に変更し、通称名として「ロービジョン部会」と称することになった。しかし、部会の名称の改正には約1年半の歳月を要している。それは、部会名は「本部会の鏡」とも言える存在であるからである。弱視(ロービジョン)という存在は、その人によって考え方が異なり、各委員の弱視(ロービジョン)の生活を良くしたいとの思いが交錯し、改正案のとりまとめには時間を要した。しかし、この議論の時間は決して無駄なものではなく、改めて我々が「弱視(ロービジョン)」という存在を見つめ直し、お互いを理解し合う時間でもあった。また、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、オンラインでの会議が中心ではあったが、議論を通して全国の委員が繋がっていることも確認できた。

本報告書は、これらの議論の過程を含め、本部会の歩みをまとめている。 これからも全国の委員と共に、弱視者(ロービジョン)が住みやすい社会の 実現を目指して歩んでいきたい。

# 第1章 第1回委員総会

開催日時 令和3年7月3日(土)

9時30分~12時30分

開催場所 オンライン (Zoom)

日本視覚障害者センター

## 1 開会

令和3年度の第1回委員総会はオンラインを中心とした開催となり、委員総数54名の内、37名が参加した。なお、第1回委員総会は、令和元年度に就任した委員が一堂に集う、最後の委員総会となった。

当日は、三宅常任委員が司会を務め、開会を宣言し、神田部会長より挨拶があった。その後、司会者より伊敷副部会長を委員総会の議事進行役にする提案を行い、委員全員より異議なく承認された。議事と研修会の内容は以下の通りとなる。なお、各議事の採決方法については、オンライン参加者が多いことから、拍手による賛成多数をもって決議することにした。ただし、委員からの指摘により、第3号議案は重要な議題となることから、賛否を問う挙手により決議を行った。

#### 1. 議事

第1号議案 令和2年度事業報告

第2号議案 令和3年度事業計画

第3号議案 設置要綱及び細則の改正

第4号議案 常任委員の選任

第5号議案 部会長・副部会長の選任

#### 2. 研修会

テーマ① 弱視者(ロービジョン)と読書

テーマ② 弱視者(ロービジョン)に関する最新の動き



【写真 委員総会に出席する伊敷副部会長、神田部会長、三宅常任委員】

## 2 委員総会 議事

委員総会は伊敷副部会長が議事を進行し、神田部会長と事務局が議案を説明した上で、委員と議論を行った。委員からは様々な意見や要望が述べられ、 活発な議論が行われ、以下の審議結果となった。

#### 1. 第1号議案 令和2年度事業報告

提案内容は拍手多数により過半数以上の同意があったことを確認し、可決 した。可決した令和2年度事業報告は9ページに掲載する。

#### 2. 第2号議案 令和3年度事業計画

提案内容は拍手多数により過半数以上の同意があったことを確認し、可決した。可決した令和3年度事業計画は11ページに掲載する。

なお、委員からの意見の中では、本部会の情報発信で動画を活用するのは どうか、講演会の開催協力等では地方団体に費用の負担が無いように行って ほしい等の意見や要望が寄せられた。

#### 3. 第3号議案 設置要綱及び細則の改正

まず、事務局から、これまでの検討内容を整理した結果として常任委員会で取りまとめた改正案を提案した。主な改正点は以下の通り。

#### (1) 部会の名称

改正内容:「弱視(ロービジョン) 部会」に改名する

理 由:主に眼科領域で使われている「ロービジョン」という言

葉は、障害がある者にとって受け入れやすいという意見や、さらに広めるべきとの意見があったことから、部会の名称に付け加えることで「ロービジョン」という言葉

の普及を図る

#### (2)委員の任期

改正内容: 2年から4年に延長する

理 由:2年間の任期では落ち着いた活動ができないとの意見が

あったことから、任期を4年に延長する

#### (3) 旅費の支給対象委員の明確化

改正内容:常任委員全員が対象となるよう、細則で紐づける設置要

綱の条文を修正する

理 由:地方から参加する常任委員を追加することを踏まえ、常

任委員の旅費の取り扱い方を明確にするため

これらの提案に対して委員から様々な意見があった。部会の名称では、「問題対策」と付くと部会名が重たくなってしまう、部会の名称にカッコ書きが入るのは違和感があるため弱視部会の方がよい、ロービジョンという言葉を普及させるためにはロービジョンという言葉を並列にした方がよい等、様々な意見があった。委員の任期では、4年にすると委員の新陳代謝が進まないのではないか、任期の途中で委員の交代ができるかどうか等の意見や質問があった。

そして、議論の結果、議事進行役を抜いた36名で決議を行い、賛成29 名で提案した設置要綱及び細則の改正は可決した。

ただし、設置要綱の改正案は、令和3年8月6日に開催した本連合の第5回理事会に諮ったものの、検討が不十分として、決議を行わなかった。そのため、第2回委員総会で再度議論をすることになった。

#### 4. 第4号議案 常任委員の選任

まず、事務局より竹下会長が検討した候補者を提案した。

#### (1)継続 10名

神田信、伊敷政英、中野泰志、氏間和仁、石原純子、江見英一、堀口実樹、渡邊寛子、岡崎明美、三宅隆

(2)追加 4名 佐生秀一、岸本将志、片岡美佐子、大場敏史

提案内容は、従来の常任委員を再任しつつ、これまでに意見があった常任 委員が入っていない地域から委員を追加することを踏まえた案となってい る。提案内容は拍手多数により過半数以上の同意があったことを確認し、可 決した。可決後の委員名簿は25ページに掲載する。

## 5. 第5号議案 部会長・副部会長の選任

まず、事務局より竹下会長からの推薦として、部会長を神田信、副部会長 を伊敷政英にする旨の提案を行った。

この提案に対して、委員からは設置要綱に沿って委員から推薦や自薦を行うべきではないか、新しい部会長と副部会長を選任するのであれば新しい任期の委員の中で互選を行うべきではないか等の意見があり、これらの意見は、多くの委員から賛同があった。そのため、第5号議案は決議を行わないこととし、新たな任期の委員が参加する第2回委員総会において、部会長と副部会長を選任することにした。

なお、この結果を踏まえ、新たな部会長・副部会長が選任されるまでの間は現在の部会長・副部会長が職務を継続することを事務局より提案し、拍手 多数による過半数以上の同意があった。

## 3 研修会① 弱視者(ロービジョン)と読書

研修会①は「弱視者(ロービジョン)と読書」をテーマに、文部科学省と 文化庁より講師を招き、令和元年6月に成立した「視覚障害者等の読書環境 の整備の推進に関する法律(通称:読書バリアフリー法)」に関する文部科 学省と文化庁の取り組みについての講義を行った。

読書バリアフリー法については、多くの委員から同法が分かりにくく勉強したいとの声があったことから、研修会のテーマとして取り上げた。また、国の関係者協議会において同法の議論を行う中で、弱視者(ロービジョン)の読書に対するニーズが未整理ではないかとの意見があったことから、弱視者(ロービジョン)のニーズを確認する目的も含めてテーマとした。

講義を聞いた参加者からは、地域での取り組みを進めることの大切さを知った、弱視者(ロービジョン)も読みやすい本を求めていることを訴える必要がある等の意見があった。

#### 1. 講師(敬称略)

文部科学省 総合教育政策局男女共同参画共生社会学習·安全課 障害者学習支援推進室 室長補佐 宮本二郎 文化庁 著作権課 専門職 堂脇義音

#### 2. 主な内容

- (1)読書バリアフリー法について
  - ・読書バリアフリー法の背景と概要
  - 関係者協議会と基本計画の策定
  - 基本計画の概要
  - 文部科学省の取り組み
- (2) 著作権法の一部を改正する法律について
  - ・図書館関係の権利制限規定の見直し
  - 放送番組のインターネット同時配信等に係る権利処理の円滑化



【写真:研修会の様子】

## 4 研修会② 弱視者(ロービジョン) に関する最新の動き

研修会②は「弱視者(ロービジョン)に関する最新の動き」をテーマに、常任委員でもある慶應義塾大学の中野泰志教授による講義を行った。今回の講義では、イギリスの眼科等で活用されている「ECLO(エクロ)」に関する紹介を行った。

ECLOは「Eye Clinic/Care Liaison Offic er」の略になり、眼科等で失明を告知された人に「眼科で直接支援する仕組み/支援する人」を指している。日本では、スマートサイトの活用により地域で困っている視覚障害者を支援する試みが各地で実施されているが、このECLOはより具体的な支援が行えるものとして効果が期待されている。特に、視覚障害当事者団体よりECLOの資格を有する当事者が派遣され、ピアカウンセリングを行うことで効果があるとされている。

なお、今回の講義の時間が短かったため、第2回委員総会でより具体的な 講義を行うことになった。

#### 1. 講師(敬称略)

慶應義塾大学経済学部 教授 中野泰志

#### 2. 主な内容

- ・スマートサイトとECLOの違い
- · ECLOの役割
- · ECLOの紹介



【写真:Zoomからの参加者の様子】

## 5 令和2年度事業報告

#### 1. 日視連加盟団体の弱視者(ロービジョン)対策の強化

事業の柱であった全国の加盟団体が開催するイベントへの講師派遣は、新型コロナウイルス感染症の影響により、計画通りに実施することができなかった。本年度は講演会を新潟県で1回のみ開催することができた。

なお、委員間での意見交換を活性化させ、弱視(ロービジョン)に関する 知識を共有することを目指し、メーリングリストを発展させ、委員が自由に 参加できるオンライン意見交換会を次年度初頭に開催する準備を進めた。

#### 2. 弱視者(ロービジョン)に関する定義の検討

検討項目「弱視者(ロービジョン)の定義」の中では、本部会の名称変更について議論を行ったが、慎重な議論が必要であることから、名称変更は行わなかった。また、検討項目「視覚障害者誘導用ブロック・階段の段鼻等の見やすい配色の定義」は、具体的な議論ができなかったため、次年度以降に検討を行う。

なお、弱視者(ロービジョン)の困り事として情報収集を行った「障害者 手帳を取得するまでの困り事」には、弱視者(ロービジョン)であることを カミングアウトできない者にとって有益な情報が多く含まれていることが 分かった。そこで、これらの情報をさらに収集し、「弱視者(ロービジョン) の定義」の一環として、次年度中に資料化する準備を進めた。

#### 3. 医療機関・患者向けリーフレットの更なる周知

令和2年2月に発行したリーフレットは、本連合のホームページ等で広く 周知し、希望者に対して配布を行った。その結果、全国の視覚障害の当事者 団体、点字図書館、盲学校(視覚特別支援学校)、支援施設、医療機関等から 依頼があり、本年度は25件、1,200枚を配布した。また、日本眼科医会 に相談し、次年度以降、全国の眼科医に対してリーフレットの周知を行うた めの準備を進めた。

なお、SNSや動画といった紙媒体以外の方法での周知は、これらの媒体 を用意することができなかったため、次年度以降、効果的な周知方法を探り ながら準備を進めていく。

## 4. 弱視者(ロービジョン)の困り事の更なる整理

本年度は「新型コロナウイルス感染症の影響で困ったこと」、「障害者手帳を取得するまでの困り事」に関する情報を取集し、課題等の整理を行った。 なお、「新型コロナウイルス感染症の影響で困ったこと」については、令和2年9月に「弱視者の困り事 資料集第3号」を発行し、マスコミ等の取材対応において資料として活用した。このことにより、弱視者(ロービジョ ン)を含む視覚障害者がコロナ禍で困っていて、施策の改善やバリアフリー の推進が必要であることを明示することができた。

#### 5. 備考

本部会で集めた情報は、弱視者(ロービジョン)を含む視覚障害者の生活を改善させるために、本年度も国等への要望活動に盛り込んだ。

まず、道路や建物等のバリアフリーでは、次のガイドラインや報告書等に 弱視者(ロービジョン)の要望を反映させることができた。

- ・移動等円滑化促進方針・バリアフリー基本構想作成に関するガイドラ イン
- 高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準・改正ガイドライン
- ・共生社会におけるトイレの環境整備に関する調査研究検討会 報告書

また、鉄道の安全対策では次の検討会に参加し、積極的に弱視者(ロービジョン)が要望する安全対策を提案した。

- 新技術等を活用した駅ホームにおける視覚障害者の安全対策検討会
- ・駅の無人化に伴う安全・円滑な駅利用に関する障害当事者団体・鉄道 事業者・国土交通省の意見交換会

さらに、令和2年3月に本連合が提出した要望書をきっかけに、障害年金の認定基準の見直しが始まり、次年度より改正に向けた具体的な検討が進む 予定になった。

## 6 令和3年度事業計画

#### 1. 弱視者(ロービジョン)の困り事の更なる整理

#### (1)情報収集活動の強化

弱視者(ロービジョン)の困り事の解決を目指し、メーリングリストやオンライン意見交換会を通して、次の内容について全国の委員から情報収集を行う。なお、喫緊の課題については、即座に情報が集められるようにする。

- ・移動のバリアフリーに関する困り事(鉄道、視覚障害者誘導用ブロック、階段の段鼻、トイレ等)
- デジタル化に関する困り事(システム、機器、Web、アプリ等)
- ・就労に関する困り事
- ・教育に関する困り事

#### (2) 資料の発行と更なる周知

情報収集した内容は常任委員会で取りまとめ、各種資料を発行し、2と3の事業の後押しに役立てる。また、これまで発行していた報告書や資料集に加え、本年度はリーフレットやポスター、動画等の資料を作成し、様々な人に受け入れられる周知方法を推進する。

#### 2. 日視連加盟団体の弱視者(ロービジョン)対策の強化

#### (1)弱視(ロービジョン)担当者の養成と確立

本部会の委員が、全国各地で弱視(ロービジョン)関連の活動を行う中心 人物となるよう、オンライン意見交換会の開催、各種資料の発行を通して、 委員に対して情報提供を行う。そして、本部会の委員が、各地域で困ってい る弱視者(ロービジョン)から相談を受け、適切なアドバイスが与えられる 人材になることを目指していく。

#### (2) 加盟団体への協力

加盟団体が弱視(ロービジョン)関連の活動の必要性に気付き、団体内で取り組みを進めるために、本部会より資料提供、講演会の開催協力等を行う。

## 3. 弱視者(ロービジョン)に関する情報発信の強化

#### (1)日視連の運動への反映

情報収集した内容を基に、国や関係機関に対して弱視者(ロービジョン)の要望等を働きかけていく。特に、バリアフリー、デジタル化、就労、教育については重点項目として、積極的に働きかけていく。

#### (2) 全国の眼科医との連携体制の構築

日本眼科医会と連携し、本部会で集めた情報等を全国の眼科医に情報提供

する方策を検討する。このことにより、スマートサイトの更なる活用、ロービジョンケアの推進に繋げていき、地域で困っている弱視者(ロービジョン)を支援する仕組みを推進させる。

(3)弱視(ロービジョン)であることを打ち明けられない人に向けた情報発信

本部会が、弱視(ロービジョン)であることを打ち明けられない人の駆け込み寺となるよう、ホームページの情報掲載を充実させ、これらの者が検索して辿り着けるようにする。さらに、これらの者から相談に発展した場合は、全国の委員と連携し、その相談に対応できる体制を準備する。

# 第2章 第2回委員総会

開催日時 令和3年10月9日(土)

9時30分~12時00分

開催場所 オンライン (Zoom)

日本視覚障害者センター

## 1 開会

第2回委員総会は新たな任期の委員が参加し、本部会の部会長と副部会長 を選任するために開催することとなった。また、第1回委員総会で可決した ものの、本連合の理事会より見直しの必要性を指摘された設置要綱及び細則 の改正についても、改めて議論を行った。

第2回委員総会もオンラインを中心とした開催となり、委員総数56名の内、40名が参加した。当日は、三宅常任委員が司会を務め、開会を宣言し、本連合会長の竹下義樹、本部会部会長の神田信より挨拶があった。その後、司会者より江見常任委員を委員総会の議事進行役にする提案を行い、委員全員より異議なく承認された。議事と研修会の内容は以下の通りとなる。

なお、各議事の採決方法については、第1回委員総会における委員からの 指摘を踏まえ、オンライン参加の者はカメラの前で手を振るまたは口頭確認、 会場参加の者は挙手をし、委員それぞれが意思を表明する方法にした。

#### 1. 議事

第1号議案 設置要綱及び細則の改正 第2号議案 部会長・副部会長の選任

#### 2. 研修会

テーマ 障害の告知を受けた視覚障害者が次に進むための支援とは?



【写真:ホスト会場の様子】

## 2 委員総会 議事

委員総会は江見常任委員が議事を進行し、神田部会長と事務局が議案を説明し、委員と議論を行った。委員からは様々な意見や要望が述べられ、活発な議論が行われ、以下の審議結果となった。

#### 1. 第1号議案 設置要綱及び細則の改正

まず、事務局より理事会からの指摘事項、9月に開催した第7回常任委員会での検討内容を説明し、常任委員会で取りまとめた改正案を提案した。主な改正点は以下の通り。

#### (1) 部会の名称

改正内容:「弱視部会」を正式名称とし、「ロービジョン部会」を通称 名として使えるようにする。

#### (2)委員の任期

改正内容:任期は2年、任期の期首は4月1日、再任を可能とする。 そのため、現在の委員の任期を「令和3年7月3日開催の 令和3年度委員総会終結時から令和5年3月末日まで」に 変更する。

8月6日に開催した第5回理事会では、部会名がカッコ書きになるのは分かりにくい、委員の任期は本連合の役員や他の委員会等と合わせて2年にした方がよい、委員の任期の始まりと終わりの設定を記載すべき、委員の変更が可能であることを記載すべき等の指摘があった。

第1回委員総会でもこれらの指摘があったことから、改めて常任委員会において部会の名称と委員の任期について議論を行った。部会の名称については、今後「ロービジョン」という言葉の普及を図るためにも部会名に入れるべきとの意見があった一方で、「弱視」という言葉も一般的になりつつあるとの意見があった。そのため、「弱視」と「ロービジョン」という言葉を両立できるようにするため、部会名を「弱視部会」とし、通称名として「ロービジョン部会」を使えるようにする案をまとめた。また、任期については、理事会の指摘を踏まえた内容に改めることにした。

そして、第2回委員総会では、この改正点を中心に議論を行い、決議の結果、議事進行役1名を抜いた39名中、38名の賛成が得られ、本議案は可決した。

なお、本部会の設置要綱の改正は本連合理事会の承認が必要であることから、令和3年11月26日に開催した第6回理事会に改正案を諮ったところ

賛成多数で承認され、本部会の設置要綱は正式に改正された。そのため、令和3年11月26日をもって、本部会の名称を「弱視部会」に変更した。また、改正された設置要綱と細則は22ページと24ページに掲載している。

#### 2. 第2号議案 部会長・副部会長の選任

本部会の設置要綱には「部会長及び副部会長は、委員総会において委員の 互選により決定する。」と定めていることから、まず事務局より趣旨説明を 行った後に、議長より部会長・副部会長の推薦または自薦の確認を行った。 多くの委員から「現在の本部会は、部会の組織作りや基礎固めをしている段 階なので、部会長・副部会長は変更せずに継続する方がよい」との意見があ り、部会長を神田委員、副部会長を伊敷委員に推薦する声があった。

そして、部会長を神田委員、副部会長を伊敷委員に選任する決議を行ったところ、議事進行役1名を抜いた39名中、神田委員を部会長とする提案には38名の賛成が得られ、伊敷委員を副部会長とする提案には38名の賛成が得られた。この結果より、神田委員を部会長に、伊敷委員を副部会長に選任し、両者とも就任することを了承した。

●令和3年度~令和4年度 弱視部会 部会長、副部会長

部会長 神田 信 副部会長 伊敷 政英

任期 令和3年10月9日から令和5年3月末日まで



【写真:就任の挨拶をする神田部会長】

#### 3. 報告事項

#### (1) オンライン意見交換会の定期開催

神田部会長より、令和3年4月に開催したオンライン意見交換会が大変好評で、委員交流の有効な場になることから、今後、定期開催することを報告した。なお、オンライン意見交換会は、令和3年12月18日に第2回目を開催し、「オンライン会議での困り事や活用事例」、「弱視(ロービジョン)に困っている人への情報の届け方」をテーマに意見交換を行った。

#### (2) 資料集第4号の発行

事務局より、令和3年4月に開催したオンライン意見交換会のテーマ「障害者手帳を取得するまでの困り事」について、各委員からの報告内容をまとめた資料集を発行することを報告した。なお、報告書は令和3年10月28日にホームページで公開した。

また、全国の弱視者(ロービジョン) にこの報告書を届けるため、公益社団 法人日本眼科医会に協力を依頼し、同 会のホームページ「ロービジョンケア」 において報告書の周知を行った。 日本視覚障害者団体連合 弱視問題対策部会 弱視者の困り事 資料集 第4号 (令和3年10月発行) (テーマ) 障害者手帳を取得するまでの困り事

【写真:資料集の表紙】

- ●弱視者の困り事 資料集第4号 紹介ページ http://nichimou.org/notice/20201028-jim/
- ●日本眼科医会「ロービジョンケア」 ホームページ https://low-vision.jp/

#### (3)委員からの意見

委員総会やオンライン意見交換会への委員参加を増やすため、開催日を土曜日以外にすることの提案があった。また、日本弱視者ネットワーク等の弱視に関する団体と連携するのはどうかとの提案があった。これらは、本部会の取り組みを前に進める意見であることから、次回以降の常任委員会で検討することを確認した。

## 3 研修会 障害の告知を受けた視覚障害者が次に 進むための支援とは?

研修会は「障害の告知を受けた視覚障害者が次に進むための支援とは?」をテーマに、常任委員である慶應義塾大学の中野泰志教授、同じく常任委員である井上眼科病院の石原純子さんによる講義を行った。

今回のテーマは、第1回委員総会の研修会②「弱視者(ロービジョン)に関する最新の動き」で取り上げた「ECLO(エクロ)」のことをさらに深掘りする内容となった。中野委員からは、ECLOの概要を説明し、日本でECLOのような仕組みを普及させるためには、視覚障害の当事者団体の役割が重要であることを指摘した。また、石原委員からは、視覚障害当事者として眼科に勤務し、ピアカウンセリングを行うことの効果と課題を説明した。

講義の終了後の意見交換では、委員からECLOの仕組みを日本でも取り入れるための様々な提案や要望があった。本連合会長の竹下義樹からは、「ECLOを始めとする視覚障害者向けの相談支援は今後重要となり、その支援は視覚障害当事者が担うことが大切だと理解した。今後、ECLOの制度を日本で確立することを、本連合が実現すべき目標の一つとしたい」との発言があった。

#### <u>1. 講師(敬称略)</u>

慶應義塾大学経済学部 教授 中野泰志 医療法人社団済安堂 井上眼科病院 石原純子

#### 2. 主な内容

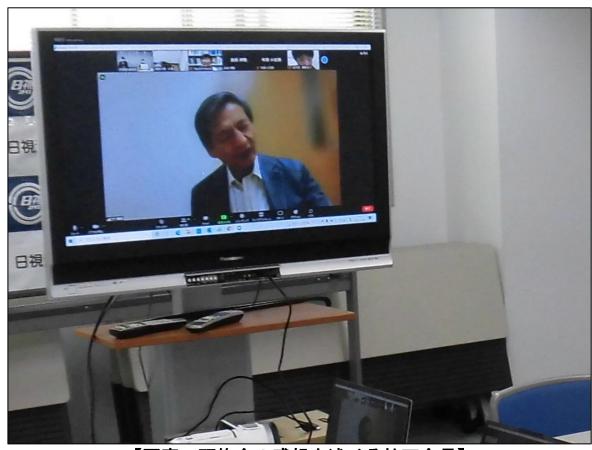
- (1) ECLOについて
  - 日視連による調査研究事業から明らかになった現状
  - 医療機関への働きかけ
  - 行政機関への働きかけ
  - ・当事者団体の役割
  - 日視連への期待「日本にECLOと同様の制度を導入するために!」

#### (2) 当院のロービジョンケア「ITサポート業務」

- ・ロービジョンケアについて
- ITサポート業務について
- 見えにくさ相談会について
- コロナ禍で思うこと



【写真:研修会の様子】



【写真:研修会の感想を述べる竹下会長】

# 第3章 資料集

## 1 設置要綱(令和3年11月26日現在)

## 日本視覚障害者団体連合 弱視部会 設置要綱

平成31年4月1日制定令和3年11月26日最終改定

#### 【弱視部会の設置】

第1条 本要綱は社会福祉法人日本視覚障害者団体連合(以下、本連合)の 定款第28条に基づき「弱視部会」(以下、本部会)を設置するものであ る。

#### 【名称】

第2条 本部会の名称は「弱視部会」とする。但し、通称名として「ロービジョン部会」と称することができる。

#### 【目的】

第3条 本部会は、弱視者(ロービジョン)の日常生活及び社会生活における困難を解決するとともに、全盲や弱視(ロービジョン)の区別なく視覚障害者が安心して暮らせる社会の実現を目指すことを目的として活動する。

#### 【委員】

- 第4条 本部会は、本連合の構成団体所属の会員から推薦された委員と有識 者をもって組織する。
  - 2 本連合の構成団体は、1名の委員を推薦することができる。
  - 3 本連合の会長は、委員として有識者を含む若干名を推薦することができる。
  - 4 本部会の委員は、本連合の構成団体及び本連合の会長から推薦された 者から本連合の理事会において選任する。

#### 【組織】

- 第5条 本部会には、委員全員による委員総会と若干名による常任委員会を 置く。
  - 2 常任委員は本連合の会長が推薦し、委員総会において決定する。
  - 3 委員総会は、年1回ないし2回開催する。
  - 4 常任委員会は、必要に応じて開催する。
  - 5 委員総会及び常任委員会は、部会長が招集する。

6 委員総会及び常任委員会は、委員の過半数以上が出席し、出席委員の過半数をもって決議する。

#### 【役員】

- 第6条 本部会には役員として部会長1名、副部会長1名を置く。
  - 2 部会長及び副部会長は、委員総会において委員の互選により決定する。
  - 3 部会長は本部会を代表し、会務を統括する。
  - 4 副部会長は部会長を補佐し、部会長に事故があるとき、または部会長が欠けたときはその職務を代行する。

#### 【委員及び役員の任期】

第7条 委員及び役員の任期は、任命後の最初の4月1日から2年とする。 但し、再任を妨げない。

#### 【議事録及び庶務】

- 第8条 委員総会及び常任委員会を開いたときは、議事録を作成し、本連合 の事務局に備え置くものとする。
  - 2 本部会の庶務は、本連合の組織部団体事務局において行う。

#### 【その他】

第9条 この要綱に定めるもののほか、本部会の組織及び運営に関して必要 な事項は委員総会において決定する。

#### 附則

- 1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、令和元年10月1日から施行する(団体名変更に伴う改 正)。
- 3 この要綱は、令和3年11月26日に施行する(部会名変更、任期の変更等に伴う改正)。なお、現時点で任命されている委員及び役員の任期は、令和5年3月末までとする。

## 2 細則(令和3年10月9日現在)

## 日本視覚障害者団体連合 弱視部会に関する旅費の取扱い(細則)

平成31年4月1日制定 令和3年10月9日最終改定

#### (趣旨)

第1条 本細則は、日本視覚障害者団体連合弱視部会設置要綱(以下「設置 要綱」という)第4条に基づく本部会委員に対して支払う旅費について 必要な事項を規定するものである。

#### (旅費の支給対象委員)

第2条 旅費の支給は、設置要綱第5条の2に規定する委員にのみ支給する。

#### (旅費)

第3条 交通費は、日本視覚障害者団体連合旅費規程に準じ、その実費を支 給する。

#### (旅費の対象となる業務)

第4条 旅費の対象となる業務は、設置要綱第5条の5(委員総会及び常任 委員会)にかかる業務とする。

#### (改正)

第5条 この規程の改正は、委員総会において行う。

#### 附則

- 1 この細則は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 この細則は、令和元年10月1日から施行する(団体名変更に伴う改 定)。
- 3 この細則は、令和3年7月3日から施行する(第2条の改定)。
- 4 この細則は、令和3年10月9日から施行する(部会名の変更等)。

## 3 委員名簿(令和3年11月26日現在・57名)

#### 1. 任期

自 令和3年7月3日開催の令和3年度委員総会終結時から 至 令和5年3月末日まで

#### 2. 常任委員 14名

神田信 那会長 (横浜市)【※】 伊敷 政英 副部会長 (東京都) 渡邊 寛子 (福島県) 石原 純子 (埼玉県)【※】 堀口 実樹 (埼玉県)【※】 江見 英一 (東京都)【※】 三宅 隆 (東京都)【※】 佐生 秀一 (富山県) 岸本 将志 (兵庫県) 岡崎明美 (神戸市) 片岡 美佐子 (岡山県) 大場 敏史 (北九州市)

中野 泰志 (慶応義塾大学 教授)【※】 氏間 和仁 (広島大学 准教授)【※】

## 3. 委員 43名

菊地 悦子 (北海道) 河口 誠 (札幌市) 大久保 友芳 (青森県) 金野守 (岩手県) 高橋 信夫 (秋田県) 畠山 朗 (宮城県) 千葉 美由貴 (仙台市) 鈴木 浩行 (山形県) 豊島 京子 (茨城県) 藤野 洋子 (栃木県) 和泉 俊子 (群馬県) (埼玉県) 大井田 弘子 須合 俊子 (千葉県) 小澤 恒二 (神奈川県) 岩屋 芳夫 (横浜市) 仲西 洋卓 (川崎市)

小田切 浩子 (山梨県) 小川 晃 (新潟県) 坂田 和代 (長野県) 米島 芳文 (石川県) 坂部 登志治 (福井県) 片平 考美 (静岡県) 岩瀬 百合枝 (愛知県) 小池 恭子 (名古屋市) 青木 静男 (岐阜県) 大西 昇一 (三重県) 大橋博 (滋賀県) 吉川典雄 (京都府) 川越 利信 (大阪市) 辰巳 寿啓 (奈良県) 薮田 和利 (鳥取県) 小笠原 年康 (島根県) 橘高 則行 (広島県) 赤瀬修 (広島市) 安田 和正 (山口県) 白戸 美由紀 (愛媛県) 梶原 勝彦 (高知県) 大石 龍介 (福岡県) 梅津 幸子 (福岡市) 中島 正太郎 (佐賀県) 黒木明吉 (熊本県) 神田裕透 (鹿児島県) 田場上 (沖縄県)

#### 4. 備考

【※】が付いた委員は本連合会長が推薦した委員、それ以外の委員は本連合の加盟団体が推薦した委員になる。

## 4 参考 旧・設置要綱

#### 日本視覚障害者団体連合 弱視問題対策部会 設置要綱

平成31年4月1日制定令和元年10月1日改定

#### (弱視問題対策部会の設置)

第1条 本要綱は定款第27条に基づき「弱視問題対策部会」(略称「弱視部」)を設置するものである。

#### (目的)

第2条 弱視部は、弱視者(ロービジョン)の日常生活及び社会生活における困難を解決するとともに、全盲や弱視の区別なく視覚障害者が安心して暮らせる社会の実現を目指すことを目的として活動する。

#### (弱視部委員)

- 第3条 弱視部は、法人構成団体所属の会員から推薦された委員と有識者を もって組織する。
- 2 法人構成団体は、1名の弱視部委員を推薦することができる。
- 3 本会会長は、弱視部委員として有識者を含む若干名を推薦することができる。
- 4 法人理事会は、法人構成団体及び本会会長から推薦された委員から弱視 部委員を選任する。

#### (組織)

- 第4条 弱視部には、委員全員による委員総会と若干名による常任委員会を 置く。
- 2 常任委員は本会会長が推薦し、委員総会において決定する。
- 3 委員総会は、年1回ないし2回開催する。
- 4 常任委員会は、必要に応じて開催する。
- 5 委員総会及び常任委員会は部会長が招集する。
- 6 委員総会及び常任委員会は、委員の過半数以上が出席し、出席委員の過 半数をもって決議する。

#### (役員)

- 第5条 弱視部には部会長1名、副部会長1名を置く。
- 2 部会長及び副部会長は、委員総会において委員の互選により決定する。

- 3 部会長は弱視部を代表し、会務を統括する。
- 4 副部会長は部会長を補佐し、部会長に事故があるとき、または部会長が欠けたときはその職務を代行する。

#### (委員及び役員の任期)

第6条 委員及び役員の任期は2年とする。但し、再任を妨げない。

#### (議事録及び庶務)

- 第7条 委員総会及び常任委員会を開いたときは、議事録を作成し、法人事 務局に備え置くものとする。
- 2 弱視部の庶務は、組織部団体事務局において行う。

#### (その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、弱視部の組織及び運営に関して必要 な事項は委員総会において決定する。

#### 附則

- この要綱は、平成31年4月1日から施行する。
- この要綱は、令和元年11月14日から施行する。(団体名変更に伴う改定)

## 5 参考 旧・細則

# 日本視覚障害者団体連合弱視問題対策部会に関する旅費の取扱い(細則)

平成31年4月1日制定令和元年10月1日改定

#### (趣旨)

第1条 本細則は、日本視覚障害者団体連合弱視問題対策部会設置要綱(以下 「設置要綱」という)第3条に基づく弱視部委員に対して支払う旅費について必要な事項を規定するものである。

#### (旅費の支給対象委員)

第2条 旅費の支給は、設置要綱第3条の3に規定する委員にのみ支給する。

#### (旅費)

第3条 交通費は、日本視覚障害者団体連合旅費規程に準じ、その実費を支 給する。

#### (旅費の対象となる業務)

第4条 旅費の対象となる業務は、設置要綱第4条の5(委員総会及び常任 委員会)にかかる業務とする。

#### (改正)

第5条 この規程の改正は、委員総会において行う。

#### 附則

- この細則は、平成31年4月1日から施行する。
- この要綱は、令和元年10月1日から施行する。(団体名変更に伴う改定)

## 6 参考 前任期・委員名簿

#### 1. 任期

自 令和元年7月1日から

至 令和3年7月3日開催の令和3年度委員総会終結時まで

#### 2. 常任委員 10名

神田 信 (横浜市)【※】 部会長

伊敷 政英(東京都) 副部会長

中野 泰志 (慶応義塾大学 教授) 【※】

氏間 和仁(広島大学 准教授)【※】

渡邊 寛子(福島県)

石原 純子(埼玉県)【※】

堀口 実樹(埼玉県)【※】

江見 英一(東京都)【※】

三宅 隆 (東京都)【※】

岡崎 明美(神戸市)

#### 3. 委員 44名

佐藤 成恵(札幌市) 加藤 弘 (北海道) 大久保友芳 (青森県) 金野 守 (岩手県) 高橋 信夫(秋田県) 畠山 朗 (宮城県) 鈴木 浩行(山形県) 豊島 京子 (茨城県) 千葉美由貴(仙台市) 藤野 洋子(栃木県) 高橋 賢司(群馬県) 岡村 淳子(埼玉県) 小澤 恒二(神奈川県) 須合 俊子(千葉県) 高梨 憲司(千葉市) 船橋 光俊(川崎市) 小田切浩子(山梨県) 木村 弘美(新潟県) 米島 芳文(石川県) 中山 孝一(長野県) 佐生 秀一(富山県) 坂部登志治(福井県) 片平 考美(静岡県) 中西 利宗(愛知県) 栗木 寿章(名古屋市) 山田 智直(岐阜県) 大西 昇一 (三重県) (滋賀県) 大橋 博 吉川典雄(京都府) 坂田ちづよ(大阪市) 寿啓(奈良県) 岸本 将志(兵庫県) 片岡美佐子(岡山県) 辰巳 薮田 和利(鳥取県) 小笠原年康(島根県) 橘高則行(広島県) (広島市) 安田 和正(山口県) 白戸美由紀(愛媛県) 赤瀬 修 梅津 幸子(福岡市) 大場 敏史(北九州市) 梶原 勝彦(高知県) 島田 中 (熊本県) 田場 上 (沖縄県)

#### 4. 備考

【※】が付いた委員は本連合会長が推薦した委員、それ以外の委員は本連合の加盟団体が推薦した委員になる。

## 7 弱視部会が発行した資料等

本部会が発行した資料等は、本連合ホームページで公開している。なお、PDF版の他にテキスト版も掲載している。

#### 1. 「見えづらい・見えにくい人のくらし」弱視に関する懇談会 報告書

#### (1)紹介ページ

http://nichimou.org/notice/190122-jimu/

#### (2) 資料について

本部会の前身となる「弱視に関する懇談会」 での議論をまとめた資料。弱視(ロービジョ ン)の見え方や行動が多様であることを紹介 し、移動、仕事、生活等の困り事を整理し、 改善策等を掲載している。

なお、本部会は、この報告書をきっかけに 全国組織を立ち上げていることから、この資 料が本部会の基礎となっている。



## <u>2. 弱視(ロービジョン)の方向けリーフレット</u> 「見えにくいことは はずかしいことではありません!」

#### (1)紹介ページ

http://nichimou.org/all/news/secretariat-news/200303-jimu/

#### (2) 資料について

視覚障害者の中で弱視者(ロービジョン)は全体の8~9割と言われている。しかし、自分から弱視(ロービジョン)であることを言えず、困難を抱えながら日常生活を送っている者が大変多いとされている。

そのため、このような者が弱視(ロービジョン)の困難さを感じずに日常生活を送れるよう、「困ったことがあれば相談すること」を 周知するため、本リーフレットを発行した。



#### 3. 弱視者の困り事 資料集

#### (1) 紹介ページ

http://nichimou.org/all/news/secretaria t-news/201201-iimu-2/

#### (2) 資料について

本部会の活動の一つである情報収集の中で、委員向けメーリングリスト、オンライン意見交換会、常任委員会等で集めた情報を整理した資料集。各号ではテーマ別に弱視者(ロービジョン)の困り事を整理しており、弱視者の特性を理解するための資料となっている。

なお、これまで第1号から第4号までを発 行しており、今後も継続して発行することに なっている。

- ①第1号(令和元年12月発行)
  - ・移動に関する困り事
  - ・弱視の父母の子育てでの困り事
- ②第2号(令和2年3月発行)
  - スマートフォンの活用
  - 男性ならでは、女性ならではの困り事
- ③第3号(令和2年11月発行)
  - ・新型コロナウイルスの影響で困ったこと
- ④第4号(令和3年10月発行)
  - ・ 障害者手帳を取得するまでの困り事

#### 4. 委員総会 報告書

(1) 令和元年度 PDF版

http://nichimou.org/wp-

content/uploads/2019/08/measures\_sectional\_meeting\_of\_lowvisonproblem\_report1.pdf

#### (2) 令和2年度 紹介ページ

http://nichimou.org/all/news/secretariat-news/201201-jimu-1/

日本視覚障害者団体連合 弱視問題対策部会

弱視者の困り事 資料集 第4号

(令和3年10月発行)

[テーマ]

障害者手帳を取得するまでの困り事

## 【発行】 令和4年2月

社会福祉法人日本視覚障害者団体連合 弱視部会

〒169-8664 東京都新宿区西早稲田2-18-2 TEL 03-3200-0011 (内線6) FAX 03-3200-7755 メール jim@jfb.jp